

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年11月10日(火)午後3時10分～午後4時00分  
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室  
 3. 出席委員 農業委員13名、推進委員4名

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鷯山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 (0名)

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第4号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 相続税納税猶予の適格者証明について

3) 使用貸借権の消滅について

4) 農地の公売に対する買受適格証明願承認について

5) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号規定による転用届出の件知の件

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

## 7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から11月の定例委員会を開催致します。本日は、委員13名出席で、定数は満たされておりますので、総会が成立することを報告致します。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に7番、上田委員さんと

事務局

9番、藤岡副会長のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の東浦局長を指名しますので、よろしくお願ひ致します。

それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため売買による所有権の移転でございます。

番号1番、申請地、中今里町□□□番（畑）□□㎡、

譲受人、今里町、□□ □、譲渡人、今里町、□□□□、

売買による所有権の移動で、申請理由は、受人の要望のためでございます。

譲受人の耕作地面積は、5, 477㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第5番目、国道165号線大和高田清掃センター交差点より□へ約□□□mのところでありす。

番号2番、申請地、大字市場□□□番1（田）□□□㎡、

譲受人、大字根成柿、□□□□、譲渡人、大字大中、□□□□、

売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。

譲受人の耕作地面積は、38, 120㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第1番目、高田西中学校より□へ約□□mのところでありす。

番号3番、申請地、大字池田□□番6（田）□□□㎡、

譲受人、香芝市、□□□□ 持分1/2、□□□□□ 持分1/2、

譲渡人、大字築山、□□□□、

売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。

譲受人の耕作地面積は、4, 352㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第2番目、大和大谷別院より□へ約□□□mのところでありす。

以上、議第1号につきましては、3件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、譲受人、又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事者の人数や日数から見て、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況、又は管理状況から、今回取得する農地も含めて今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。

次に、権利の取得後に耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件については、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からも、譲受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請者又は世帯員等の耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的利用には、いずれも従来のおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可用件のすべてを満たすものと判断致します。

ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 　質問がないようですので採決致します。

それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

議 長 　全員挙手ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第2号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字田井□□番1（田）□□□□㎡、大字田井□□□番1、  
（田）□□□□㎡

借受人、檀原市、□□□□、貸出人、大字田井、□□□□、  
解約理由は、売却するためでございます。

番号2番、申請地、大字曾大根□□□番1（田）□□□□㎡

借受人、大字曾大根、□□□□、貸出人、南本町、□□□□、  
解約理由は、借受人規模縮小のためでございます。

以上、議第2号につきましては、2件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。

何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声有り）

議 長 　他に質問がないようですので、議第2号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

それでは、続いて議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案書2ページの、議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。

産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字曾大根、□□□□、  
利用権を設定する者、大字曾大根、□□□□

利用権を設定する農地、大字曾大根、□□□番4（畑）□□□□㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□□□□□□□、

利用権を設定する者、大字吉井、□□ □、

利用権を設定する農地、大字吉井、□□□番1（田）□□□□㎡、

大字吉井、□□□番 1 (田) □□□m<sup>2</sup>

大字吉井、□□□番 1 (田) □□□□m<sup>2</sup>

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は令和2年12月1日から令和5年11月30日までの3年間でございます。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□□□□□□□、

利用権を設定する者、大字吉井、□□ □、

利用権を設定する農地、大字吉井、□□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>、

大字吉井、□□□番 1 (田) □□□□m<sup>2</sup>

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は令和2年12月1日から令和5年11月30日までの3年間でございます。

整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□□□□□□□、

利用権を設定する者、今里町、□□□□、

利用権を設定する農地、大字出、□□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は令和2年12月1日から令和5年11月30日までの3年間でございます。

整理番号5番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□□□□□□□、

利用権を設定する者、大字吉井、□□□□、

利用権を設定する農地、大字吉井、□□□番 1 (田) □□□□m<sup>2</sup>、

大字吉井、□□□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は令和2年12月1日から令和5年11月30日までの3年間でございます。

整理番号6番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□□□□□□□、

利用権を設定する者、大字吉井、□□□□、

利用権を設定する農地、大字吉井、□□□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>、

大字吉井、□□□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は令和2年12月1日から令和5年11月30日までの3年間でございます。

整理番号7番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□□□□□□□、

利用権を設定する者、大字吉井、□□□□、

利用権を設定する農地、大字吉井、□□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は令和2年12月1日から令和5年11月30日までの3年間でございます。

整理番号8番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□□□□□□□、

利用権を設定する者、大字西坊城、□□□□、

利用権を設定する農地、大字奥田、□□□番 1 (田) □□□□m<sup>2</sup>、

大字奥田、□□□番 1 (田) □□□□m<sup>2</sup>

大字根成柿、□□□番 3 (田) □□□□m<sup>2</sup>

大字根成柿、□□□番 3 (田) □□□□m<sup>2</sup>

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は令和2年12月1日から令和5年11月30日までの3年間でございます。

整理番号9番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□□□□□□□、

利用権を設定する者、石川県金沢市、□□□□、

利用権を設定する農地、大字出、□□番 2 (田) □□□□m<sup>2</sup>、  
大字出、□□番 2 (田) □□□□m<sup>2</sup>

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻及び野菜を栽培しての利用で、期間は令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日までの 3 年間でございます。

整理番号 1 0 番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□□□□□□□、  
利用権を設定する者、大字吉井、□□□□□、

利用権を設定する農地、大字吉井、□□番 1 (田) □□□m<sup>2</sup>、  
大字吉井、□□番 1 (田) □□□m<sup>2</sup>  
大字吉井、□□番 1 (田) □□□m<sup>2</sup>  
大字吉井、□□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>  
大字吉井、□□□番 1 (田) □□□m<sup>2</sup>、  
大字吉井、□□□番 (田) □□□m<sup>2</sup>

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日までの 3 年間でございます。

整理番号 1 1 番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□□□□□□□、  
利用権を設定する者、大字吉井、□□□□□、

利用権を設定する農地、大字吉井、□□□番 1 (田) □□□m<sup>2</sup>、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日までの 3 年間でございます。

整理番号 1 2 番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□□□□□□□、  
利用権を設定する者、大字根成柿、□□□□□、

利用権を設定する農地、大字根成柿、□□□番 1 (田) □□□m<sup>2</sup>、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日までの 3 年間でございます。

整理番号 1 3 番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□□□□□□□、  
利用権を設定する者、亀岡市、□□□□□、

利用権を設定する農地、大字根成柿、□□□番 2 (田) □□□m<sup>2</sup>、  
大字根成柿、□□□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日までの 3 年間でございます。

整理番号 1 4 番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□□□□□□□、  
利用権を設定する者、奈良市、□□□□□、

利用権を設定する農地、大字吉井、□□番 1 (田) □□□□m<sup>2</sup>、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日までの 3 年間でございます。

整理番号 1 5 番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□□□□□□□、  
利用権を設定する者、大字奥田、□□□□□、

利用権を設定する農地、大字奥田、□□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日までの 3 年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 1 号の農用地利用集積計

画の内容が基本構想に適合するものであること。

また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。

今回、□□□□□□□□□□さんは、利用権の設定を受ける者として農地所有適格法人の要件を満たしています。

この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。（なしの声有り）

議 長 　ご質問などが無いようですので、採決致します。

それでは、議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第3号につきましては、産業振興課に対し原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第4号を議題と致します。それでは事務局から説明願います。

事務局 　議案書4ページ、議第4号その他の1番畑作転換申請承認について説明致します。

番号1番、申請地、大字神楽□□□番7（田）□□□㎡

申請人、大字神楽、□□□□

場所は、愛恵幼稚園より□に約□□mのところであります。

番号2番、申請地、大字西坊城□□番1（田）□□□㎡

申請人、大字西坊城、□□□□

場所は、県営坊城団地より□に約□□mのところであります。

以上、畑作転換申請の承認につきましては、2件の申請で、書類等は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　事務局より説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき、審議頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

農地部会長 　それでは報告させていただきます。

番号1 大字神楽 □□□□さんからの申請です。現況は、休耕されています。

自宅の裏に位置し、相続されてから草の管理はされていましたが、今回夫婦で畑作をされるとのことです。約40cm盛り土し、作付け計画は、季節の野菜を栽培されるということです。周囲に影響はないものと思われます。

番号2 　大字西坊城 □□□□さんからの申請です。現況は、耕作されています。

自宅の裏に位置し、田の状態野菜を作付けされていましたが、水はけの具合もあり、畑に転換したいということです。作付け計画は、季節の野菜を栽培されるとのことです。周囲に影響はないものと思われます。

どちらも妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告させていただきます。

議 長 　それでは、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件につい

て何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問ないようですので採決致します。

それでは、議第4号、その他の1番、畑作転換申請を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第4号その他の1番畑作転換申請については事務局処理に決定致します。次に議第4号その他の2番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案書5ページ、議第4号、その他の2番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について説明致します。本件は、租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受けるため、証明の願出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要になるものでございます。

番号1番、所在地、大字築山□□番1 外1筆 地目はすべて畑、面積は、合計□□□㎡、

相続人、大字築山、□□□□、被相続人、大字築山、□□□□、

番号2番、所在地、大字磯野□□□番1 外1筆 地目はすべて田、面積は、合計□□□□㎡、相続人、京都府宮津市、□□□□、被相続人、磯野町、□□□□、

以上の調査内容と致しまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのことでありますので、あらかじめ事務局で、証明に伴う調査書により令和2年10月26日に現況が適切な農地であり、以前より相続人が耕作の手伝いをされていることの実事確認を致しましたので、適格要件を満たしていると判断致しております。

ご決定を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。

ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局より説明のとおりですが、この件について何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ご質問などがございませんので採決致します。それでは、議第4号、その他2番相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第4号、その他の2番については、事務局処理に決定致します。それでは議第4号、その他の3番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第4号、その他の3番、使用貸借契約の消滅について説明致します。

番号1番、解約する農地、大字野口□□□□番(田) □□□□㎡、

借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、大字野口、□□□□、貸出人の都合のためでございます。

番号2番、解約する農地、大字吉井□□□番1(田) □□□□㎡、

大字吉井□□□番1(田) □□□㎡

大字吉井□□□番1(田) □□□□㎡

借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、大字吉井、□□□□、借受人変更のためでございます。

番号3番、解約する農地、大字吉井 □□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>、  
大字吉井□□□番1 (田) □□□□m<sup>2</sup>

借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、大字吉井、□□□□、借受人変更のため  
でございます。

番号4番、解約する農地、大字出 □□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>、  
借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、今里町、□□□□、借受人変更のため  
でございます。

番号5番、解約する農地、大字吉井□□□番1 (田) □□□□m<sup>2</sup>、  
大字吉井□□□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>

借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、大字吉井、□□□□、借受人変更のため  
でございます。

番号6番、解約する農地、大字吉井□□□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>、  
大字吉井□□□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>

借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、大字吉井、□□□□、借受人変更のため  
でございます。

番号7番、解約する農地、大字吉井□□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>、  
借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、大字吉井、□□□□、借受人変更のため  
でございます。

番号8番、解約する農地、大字奥田□□□番1 (田) □□□□m<sup>2</sup>、  
大字奥田□□□番1 (田) □□□□m<sup>2</sup>  
大字根成柿□□□番3 (田) □□□□m<sup>2</sup>  
大字根成柿□□□番3 (田) □□□□m<sup>2</sup>

借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、大字西坊城、□□□□、借受人変更のため  
でございます。

番号9番、解約する農地、大字出□□番2 (田) □□□□m<sup>2</sup>、  
大字出□□番2 (田) □□□□m<sup>2</sup>

借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、石川県金沢市、□□□□、借受人変更のため  
でございます。

番号10番、解約する農地、大字吉井□□番1 (田) □□□□m<sup>2</sup>、  
大字吉井□□番1 (田) □□□□m<sup>2</sup>  
大字吉井□□番1 (田) □□□□m<sup>2</sup>  
大字吉井□□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>  
大字吉井□□□番1 (田) □□□□m<sup>2</sup>  
大字吉井□□□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>

借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、大字吉井、□□□□□、借受人変更のため  
でございます。

番号11番、解約する農地、大字吉井□□□番1 (田) □□□□m<sup>2</sup>、  
借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、大字吉井、□□□□、借受人変更のため  
でございます。

番号12番、解約する農地、大字根成柿□□□番1 (田) □□□□m<sup>2</sup>、  
借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、大字根成柿、□□□□、借受人変更のため  
でございます。



番号13番、解約する農地、大字根成柿□□□番2(田) □□□㎡、  
大字根成柿□□□番(田) □□□㎡  
借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、京都府亀岡市、□□□□、借受人変更のため  
でございます。

番号14番、解約する農地、大字吉井□□番1(田) □□□㎡、  
借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、奈良市、□□□□□、借受人変更のため  
でございます。

番号15番、解約する農地、大字奥田□□番(田) □□□㎡、  
借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、大字奥田、□□□□、借受人変更のため  
でございます。

番号16番、解約する農地、大字池田□□番6(田) □□□㎡、  
借受人、大字野口、□□□□、貸出人、大字築山、□□□□、売却のため  
でございます。

以上、利用権設定による使用貸借契約の消滅については、16件の通知  
でございます。ご審議の程よろしく  
お願い致します。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等  
ございませんか。異議ありませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご意見ご質問等ないようですので、異議がないものとして採決  
致します。  
それでは、議第4号、その他の3番、使用貸借契約の消滅について承認  
することに賛成の農業委員の方は挙手をお願い致します。  
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議第4号、その他の3番は、事務局処理に決定  
致します。  
次に入ります。議第4号、その他の4番を議題と致します。事務局から  
説明願います。

事務局 議案書8ページ、その他4番、農地の公売に対する買受適格証明  
願承認について説明させていただきます。本件は、農地の公売に参加  
するための資格を証明するものであります。

今回、公売される農地につきましては、大字松塚□□□番1(田) □□□㎡  
大字松塚□□□番3(田) □□□㎡、大字松塚□□□番(田) □□□㎡  
申請人は、2名おられます。

番号1番、申請人は、大字松塚、□□□□、耕作面積は3216㎡で  
下限面積は満たしております。

番号2番、申請人は、大字松塚、□□□、耕作面積は7179㎡で  
下限面積は満たしております。いずれも書類等は具備しております。

以上、その他4番の案件につきましては、2件の証明願  
であります。

続きまして、今回の申請に伴います審査基準の農地法第3条第2項第1号  
から第7号までの項目ごとに、当該基準に適合するか否か検討した結果  
につきましては、いずれも、今回取得する農地についても耕作を行う  
とのことでありますので、取得後すべての農地を耕作することが認め  
られますので、全部効率利用要件につきましては、第1号には該当  
いたしません。また、本件はいずれも、個人の売買による権利の  
取得ですので、第2号及び第3号には該当いたしません。次に、農  
作業従事状況や、本人

から聴取した結果によりましても取得後も農作業に常時従事すると認められますので、農作業常時従事要件につきましては、第4号には該当いたしません。また、いずれも下限面積を満たしておりますので下限面積要件につきましては、第5号には該当いたしません。また、所有権以外の権原に基づいて耕作等を行う者の転貸ではありませんので、第6号には該当いたしません。最後に、本人から聴取した結果によりまして支障がないものと認められますので、地域との調和要件につきましては、第7号には該当いたしません。以上、番号1番及び2番の案件はいずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、それぞれ許可用件のすべてを満たすと考えます。

ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、公売農地に対して買受適格証明書を発行する場合は、その農地性について農地部会において確認をしていただくことになっておりますので、農地部会で現地調査を願っております。続いて農地部会長より調査結果の説明をお願いいたします。

部会長

それでは報告させていただきます。この物件は、現在のところ作付けされているところと、管理のみされていた農地となっておりますが、トラクター等で耕起すれば耕作出来るようでしたので、3条の申請としては妥当なものであろうとの審議結果でした。以上報告させていただきます。

議 長

ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問等ありませんか。異義ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしとのことですので、ご承認いただいたものとして委員会処理に決定いたします。なお、後日、今回の当該買受適格証明書の交付を受けた者が、市の発行した買受申出人である旨を証する書面(売却決定通知書)の写しを添付し、当該3条許可の申請書の提出があった場合において、その後の事務処理の迅速化を図るため、3条許可をして差しつかえございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしとのことですので、ご承認いただいたものとして処理いたします。次に、議第4号、その他の5番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議第4号その他の5番、専決処分報告について報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について、説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和2年9月28日から令和2年10月26日までの届出分でございます。

転用届出地、東三倉堂町□□□番(田) □□□□㎡

譲受人、西町、□□□□□ 譲渡人、今里町、□□□□

転用目的は、露天駐車場及び露天資材置場で売買による所有権移転でございます。令和2年10月12日に確認委員の鬼頭委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係 1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長

ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

議 長      ご意見ご質問ないようですので、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

            確認委員の鬼頭委員、ご確認頂きましてありがとうございました。

議 長      議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長      ないようですので、これで11月の定例委員会を終了いたします。

            委員の皆様方、大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長                      弓場一郎

署名委員                 藤岡秀信

署名委員                 上田美加子